特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 2008年度第10回常任委員会議事録

1 日時:2009年1月29日(木)午後4時から午後9時まで

2 場所:東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局

3 出席者の確認

常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット:橋本笙子

NGOユニット: 折居徳正(長常任委員の代理)

外務省:梨田和也(第一部のみ出席。欠席中の代理:川口三男)

日本経団連:斎藤仁 財団:加藤広樹

学識経験者:中村安秀

アドバイザー

広島県:前田恭正(橋本アドバイザーの代理)

オブザーバー

外務省:川口、須田

広島県:西邉 AAR:坪井、大西

ADRA:神田 BHN:山崎

CARE:武田、貝原塚 GNJP:大森、戸口

HuMA:新井

JAR:石井、石川

JCCP:大上 JCF:神谷

JEN:平野、半田

KnK:真嶋 PWJ:山本

SCJ: 宮下、三上、古田、今福

SVA: 佐久間、薄木、木村

WVJ:坂

大阪大学:石井

パレスチナ子どものキャンペーン(CCP):田中、大河原

日立プラントテクノロジー:福田

書式第6号

4 座長の選出

本会座長として、加藤常任委員を全会一致で選出した。

- 5 第一部:審議事項(事業計画)
 - (1) 第一号議案:パキスタン南西部地震被災者支援にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JADE: 「緊急シェルターセット配布事業(越冬支援)」(政府支援金) 承認。

(2) 第二号議案:中国四川地震被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

ADRA:「社会心理ケア研修事業」(民間資金)

承認。

(3) 第三号議案:イラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる事業計画の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

SCJ:「ヨルダンにおけるイラク人・ヨルダン人親と子どもの緊急教育支援事業」(政府支援金) 承認。

なお、事業に継続性を持たせるため、研修終了後、参加者が自ら入手可能な材料を用いて絵本を作成できるように研修内容を修正し、計上費目を事務局と整理すること。

(4) 第四号議案:ジャワ島地震被災者支援にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

SEEDS:「ジョグジャカルタ特別州バントゥール県サンデン郡における学校教員の防災教育実施訓練事業」(民間資金)

承認。

(5) 第五号議案:平和構築支援パイロット事業にかかる事業計画の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JCCP: 「民族対立後のマザレ・スラムにおけるコニュニティー・アニメーター育成による民族 融和・心理ケアを通じた紛争予防事業」(民間資金)

継続審議。

安全の確保および提携団体の政治的立場、心理ケアの実効性について見極めた上で、改めて 審議に附す。

PB:「シエラレオネにおける紛争予防・早期警戒のための市民社会ネットワークの拡充と市民社会組織の能力強化」(民間資金)

再提出。

ただし、平和構築支援パイロット事業としてPBが前年度に実施した「シエラレオネにおける 紛争予防ネットワークの構築」の成果を見極めるため、PBが同報告書を提出した後に、事業計 画の再提出を受け付ける。

- 6 第一部:審議事項(組織運営)
 - (1) 第一号議案:助成審査委員の選任

審議の結果、助成審査委員として、熊野忠則氏の選任を全会一致で可決した。

- 7 第一部:協議・報告事項(組織運営)
 - (1) 事務局運営費の報告について 事務局より、運営費について報告がなされた。
 - (2) 労働組合からの支援に関する取りまとめ報告について 事務局より、労働界(連合、産別、単組等)からの多大な支援に関して、JPF設立初期以来のとり

事務局より、労働界(連合、産別、単組等)からの多大な支援に関して、JPF設立初期以来のとりまとめ報告がなされた。これからも労働界との関係を強化に努めることとした。

(3) ひろしま版プラットフォームに関する広島県との協定期間の終了について

事務局より、広島県との協定に基づいた協働事業が、当初の予定通り2009年3月末で終了する旨、また、広島県に代わって4月からひろしま国際センターにアドバイザーを委嘱するとともに、同センターにJPF賛助会員としての支援をお願いする方向で準備を進めている旨の報告がなされた。

広島県前田氏より、JPFとの協働を通じて得たノウハウを参考にし、広島県内のNGOを中心とする国際貢献活動を促進する仕組みとして「ひろしま平和貢献プラットフォーム(仮称)」を2009年3月から整備する旨の説明がなされた。また、NGOからの情報発信としてJPF参加NGOの活動紹介や災害時の支援の呼びかけ等、引き続きJPFと協働していきたい旨の説明がなされた。

橋本常任委員より、2004年から2年余に渡る県庁職員のJPF事務局出向や2004年から現在までのアドバイザーとしての参画等、広島県の協力に対して謝辞が述べられた。中村常任委員および梨田常任委員より、「ひろしま平和貢献プラットフォーム(仮称)」が実施する活動への講師派遣等、今後とも可能な限り協働していきたい旨の説明がなされた。

(4) 次年度事業計画および予算に関する協議について

次年度事業計画および予算の骨子について協議を行った。3月5日開催の理事会に提議するため、 次回常任委員会の審議に附すこととした。

8 第二部:審議事項

審議に先立ち、JPF理事であった一木豊テレビ東京相談役が12月23日に逝去した旨の報告がなされた。出席者全員で黙祷を捧げて感謝と追悼の意を表した。

(1) 第一号議案:2008年度第9回常任委員会議事録の承認

事務局より、2008年度第8回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(2) 第二号議案:ミャンマー・サイクロン被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

AAR:「エヤワディ管区およびヤンゴン管区におけるサイクロン被災者緊急支援物資配布事業」 (政府支援金)

承認。

PWJ:「エヤワディ管区およびヤンゴン管区におけるサイクロン『ナルギス』緊急物資配給」(政府支援金および民間資金)

承認。

SCJ:「ヤンゴンとエヤワディの両管区における緊急教育支援事業」(政府支援金) 承認。

SEEDS:「ヤンゴン管区におけるサイクロン被災者向け仮設住宅建設の技術支援及び人材育成事業」(民間資金)

承認。

(3) 第三号議案:バングラデシュ・サイクロン「シドル」被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

KnK:「ピロジュプール県における青少年の保護、心理面でのケアと教育支援事業」(政府支援金)

承認

(4) 第四号議案:イラク避難民人道支援(ヨルダン)にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

NICCO:「ザルカ県ザルカ市における心理社会的ケアと貧困層への食糧供与事業」(政府支援金) 承認。

(5) 第五号議案:イラク人道支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。 JCF:「バグダッドにおける小児白血病・小児がん患者への医療支援」(民間資金) 承認。

(6) 第六号議案:パキスタン水害被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

CARE:「パキスタン・シンド州における緊急衛生改善事業」(政府支援金) 承認。

(7) 第七号議案:中国四川地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JPF:「中国四川地震被災者支援事業合同調査」(政府支援金) 承認。

(8) 第八号議案:スーダン南部人道支援にかかるJPFとしての目標(複数年事業)の承認 事務局より、JPFとしての目標(複数年事業)の説明がなされた。また、AAR、ADRA、CARE、JAR、 JCCP、JEN、PWJおよびWVJを代表してADRA橋本氏より、関心表明および計画方針の説明がなされ た。

審議の結果、複数年事業の承認プロセスにおける様式のあり方やJPF駐在員派遣について改善の余地が認められるため、継続審議とした。

なお、次回常任委員会における本件の継続審議と合わせ、現地における切れ目のない事業展開の観点から、個別事業計画についても審議できることを確認した。

(9) 第九号議案:中国四川地震被災者支援にかかる事業期間の延長の承認

ADRA、JAFS、NICCOおよびSCJを代表してSCJ今福氏より、本事業期間を2009年5月24日までとしていることに関して、半年程度延長するよう要請がなされた。また、延長するための財源措置として、可能な限り政府支援金の充当を優先することにより、新たな期間延長分に充当するための民間資金を留保するよう提案がなされた。

審議の結果、当該支援の財源がある限り、事業期間を2009年11月24日まで延長することを全会一致で承認した。

ただし、常任委員会は、寄付者の意向に反する恐れがあるため、財源措置の本提案に同意せず、民間資金を適時適切に充当することを確認した。

(10) 第十号議案:助成ガイドライン細則2の改正の承認

ガイドライン委員会を代表してAAR坪井氏より、助成ガイドライン細則2「助成カテゴリーにかかる措置」の改正案の説明がなされた。

審議の結果、同細則2の改正し、2009年4月1日より施行することを全会一致で承認した。

(11) 第十一号議案:パレスチナ・ガザの人道危機対応のための助成上限解除の承認

NICCO折居氏より、まず、助成ガイドライン細則2の定める1団体あたり年間助成上限に関して、NICCOが該当する2008年度助成上限までの残額は13,338,490円である旨の説明がなされた。そして、新たに発生したパレスチナ・ガザの人道危機に関して、NICCOは初動調査のみならず初動対応事業を検討しているため、助成ガイドライン細則2の第2条3項に基づき、常任委員会の判断をもって助成上限を解除するよう要請がなされた。

審議の結果、NICCOの助成上限残額でも初動調査であれば実施可能であり、特例に値する理由が現段階では認められないため、全会一致で却下した。

なお、初動調査の結果、現地ニーズに沿った規模で事業を展開するうえで助成上限解除をすべき理由がある場合は、改めて審議を行うこととした。

(12) 第十二号議案:助成資格の付与

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。 JPF桑名「(特活)パレスチナ子どものキャンペーン:助成カテゴリー2」

承認。

- 9 第一部:協議・報告事項
 - (1) ミャンマー・サイクロン被災者支援に関するモニタリング報告について 本会が長時間になっていることから、改めて次回常任委員会で報告を受けることとした。
 - (2) バングラデシュ・サイクロン「シドル」被災者支援に関する民間残余金の見通しと再事業募集 について

事務局より、民間残余金の見通しの報告がなされ、常任委員会は事業計画を再募集することを確認した。

(3) コア・チームから拠出優先順位に対する考え方の中間報告について

コア・チームを代表して事務局より、これまでの活動報告と拠出優先順位に対する考え方の中間報告がなされ、常任委員会は優先順位の方針を確認した。

書式第6号

- (4) 会計細則の改訂プロセスについて 会計細則について、ガイドライン委員会と同一構成員で改訂作業を進めることを確認した。
- (5) JPF報告会in関西に関する報告について NICCO折居氏より、1月23日、大阪で開催したJPF関西報告会(ミャンマー・サイクロンと中国四川地震の両被災者支援)の報告がなされた。
- (6) JPF参加NGOと広島県との情報共有について

広島県前田氏より、広島県内の国際貢献活動を促進する「ひろしま平和貢献プラットフォーム (仮称)」のうち、情報の共有・発信を担う「ひろしま国際情報ネットワーク」について、JPF参加 NGOに対して参画の呼びかけがなされた。

- (7) 企業との連携報告について 事務局より、書面をもって企業との連携について報告がなされた。
- (8) 書面による報告について 事務局より、書面をもって以下の事項の報告がなされた。 政府支援金および民間資金財務状況の報告 事業計画変更の報告 メール審議結果の報告 コア・チームの報告 JPF事務局審議結果の報告 メディア報道の報告 JPFの活動報告と予定の報告
- (9) 次回常任委員会の開催日時・会場について 次回常任委員会は、2009年2月20日午後4時よりJPF事務局において開催することとした。 また、次々回常任委員会は、2009年3月27日午後4時よりJPF事務局において開催することとし た。

以上